

## 府中市荒奨学資金貸付（交通遺児等奨学金）申込みのしおり

府中市教育委員会

交通遺児等（保護者が交通事故により身体障害1級から4級の認定を受けた方を含みます。）で、令和8年4月に、学校教育法第1条に規定する高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校（高等課程・専門課程）、短期大学又は大学に在学している方に、次の要領で奨学資金をお貸しします。

## 1 申込みの資格

荒奨学金（交通遺児等奨学金）を申込みできる方は、次のすべての要件を備えていることが必要です。

- (1) 保護者（父母又はこれに代わる方）が市内に居住していること。
- (2) 交通遺児、又は保護者が交通事故により身体障害者福祉法施行規則の規定に基づく障害1級から4級の認定を受けた方。
- (3) 高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校（高等課程・専門課程）、短期大学又は大学に在学していること（進学予定の方も申込みできます）。
- (4) 健康状態、学力及び人物が良好であること。
- (5) **連帯保証人1名の保証が得られること（一定の職業を持ち、独立の生計を営む父母以外の方で、原則として都内在住の方）**。申込時には必要ありませんが、貸付内定時までには決定しておいてください。なお、返済時にも再度書類の提出が必要です。

※ 対象となる専修学校（高等課程・専門課程）の学科は、学校教育法に規定される専修学校の学科で、修業年限が2年以上であり、職業に必要な技術の修得を目的とし、かつ、入学・卒業の時期が明確に定められているものです（詳細は当委員会へお問い合わせください）。

※ 応募者多数の場合は、選考となります。

## 2 貸付額

区	分	奨学金（月額）
高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部又は専修学校（高等課程）	国公立	12,000円
	私立	29,000円
短期大学、専修学校（専門課程）又は大学	国公立	37,000円
	私立	50,000円

## 3 貸付期間・貸付期日

- (1) 貸付期間

奨学生の在学する学校の正規の修業年限中です。

- (2) 貸付期日

4月（初年度は5月）、7月、10月及び1月の下旬に、各3か月分をまとめて本人の口座に振り込みます。

## 4 申込期間

**令和8年3月16日(月)から3月24日(火)**(土・日曜日、祝日を除く)午前8時半～午後5時

## 5 申込手続

次の(1)から(5)までの申込書類をそろえて、市役所おもや3階の教育部教育総務課へ申し込んでください(郵送による受付はしていません)。

### (1) 府中市荒奨学資金貸付(交通遺児等)申込書

\* 「6 申込書記入上の注意」(3頁)をよく読んで記入してください。

### (2) 府中市荒奨学生推薦調書

太枠の内側(推薦調書の一番下)のみを記入し、次の要領で作成を依頼してください。

- \* 高等学校等に進学する方は、卒業(見込み)の中学校に作成を依頼してください。
- \* すでに高等学校等に在学している方は、在学している高等学校等に作成を依頼してください。
- \* 短大、大学等に進学する方は、卒業見込みもしくは、すでに卒業した高等学校等に作成を依頼してください。
- \* すでに短大、大学等に在学している方は、卒業した高等学校等に推薦調書の作成を依頼し、短大、大学等の成績証明書もあわせて添付してください。
- \* 推薦調書等の入った封筒は、開封すると無効になりますので注意してください。

### (3) 住民票全部の写し

- \* 世帯全員(続柄含む)が載っているもの。
- \* 申込み期間中(令和8年3月16日～3月24日)に発行されたもの。
- \* 個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの。

### (4) 交通事故を証明する書類

\* 交通事故証明書の写し

### (5) 交通遺児等を証明する書類の写し

- \* 保護者が交通事故により死亡した場合は、死亡した保護者との関係と保護者の死亡事項が確認できる書類。(戸籍謄本、改製原戸籍謄本等)  
提出する書類はそれぞれの方の状況、本籍地により異なります。詳細は、本籍地の自治体に上記の証明事項を伝えたくてご確認ください。
- \* 保護者が交通事故により身体障害1級から4級の認定を受けた場合は、都道府県知事発行の身体障害者手帳のコピー、またはスマートフォン用障害者手帳アプリ「ミライロID」の画面を印刷したもの

※ 提出書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。なお、提出された書類は、お返しいたしませんのでご承知おきください。また、写しを提出する場合は、ご自身でコピーをとり原本とともにご持参ください。原本と相違ないことを確認したうえで、お預かりします。

※ ご兄弟で申込みされる場合は、それぞれの方につき申込書類が必要です。住民票の写しについては、同時申込で原本が確認できる場合に限り、一部コピーも可とします。

## 6 申込書記入上の注意

申込書は選考上大切な資料です。記入例を参考に、次のことに注意し、太枠の内側だけを記入してください。

[本人] 欄は、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。

[保護者] 欄は、保護者の住所、氏名（フリガナ）、電話番号を記入してください。

住所は、建物名、部屋番号まで必ず記入してください。

[貸付対象学校] 欄は、今年4月に進学しようとする、又は在学中の学校名等について記入してください。修業年限と学年（令和8年度）を忘れずに記入してください。

[世帯の状況] 欄は、同一世帯で扶養されている方全員を記入してください。

[年齢] 欄は、令和8年3月31日現在の年齢を記入してください。

[職業・学校名（学年）] 欄は、次のとおり記入してください。

\* 本人については、最後に卒業した学校（現に高校生等の場合は中学校、短大生・大学生等の場合は高校）名等を記入してください。現在、中学3年生の場合は、記入する必要はありません。

\* 本人以外で在学中または、進学予定の方については、学校名と学年を記入してください。

[年間所得金額] 欄は、記入しないでください。

[市奨学資金借受け] 欄は、利用実績がある場合には、有に○印をつけてください。

[生活保護] と [住宅] 欄は、それぞれ該当する番号に○印をつけてください。

[前年の家賃] 欄は、記入しないでください。

[申込理由] 欄は、荒奨学資金の貸付を希望する理由を記入してください。

[本人の住所・電話] 欄は、本人が寮に入るなどして、入学後は保護者と別に住む場合のみ記入してください。

## 7 採用内定の時期と通知方法

奨学生の内定は、4月中旬までに行います。結果は、申込者全員に通知します。採用内定の通知を受けた奨学生は、指定期日までに次の書類を教育部教育総務課に提出してください。書類の提出により採用決定となります。

- (1) 荒貸付奨学生誓約書
- (2) 連帯保証人の①印鑑登録証明書②勤務証明書③令和7年分の所得がわかるもの（連帯保証人が得られない場合は貸付できません。）
- (3) 在学証明書
- (4) 荒奨学資金（貸付金）口座振替承諾書・委任状
- (5) 奨学生本人の本人確認書類

## 8 交通遺児等貸付奨学金の償還

卒業後6か月を経たあと、10年以内に口座振替により月賦、半年賦または年賦で償還していただきます。（無利子）償還開始時、勤務先や収入に関する書類（源泉徴収票等）の提出をお願いする場合があります。

（問合せ）府中市教育委員会教育部教育総務課学校庶務係  
電話042-335-4428